

大館市観光交流施設に関する条例施行規則（平成31年3月28日規則第13号）

最終改正:令和4年3月30日規則第18号

改正内容:令和4年3月30日規則第18号〔令和4年4月1日〕

○大館市観光交流施設に関する条例施行規則

平成31年3月28日規則第13号

改正

令和元年9月27日規則第29号

令和2年3月30日規則第22号

令和4年3月30日規則第18号

大館市観光交流施設に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大館市観光交流施設に関する条例（平成31年条例第6号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可の申請）

第2条 条例第7条第1項の規定により大館市観光交流施設（以下「観光交流施設」という。）の使用（鉄道パークの手こぎトロッコの使用を除く。）の許可を受けようとする者は、大館市観光交流施設使用許可申請書（様式第1号。次項及び次条において「使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用期日の1年前からとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の許可）

第3条 指定管理者は、使用許可申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、大館市観光交流施設使用決定通知書（様式第2号。次項において「使用決定通知書」という。）を当該使用許可申請書を提出した者に交付するものとする。

2 前項の規定により使用の許可の決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の当日、使用決定通知書を指定管理者に提示の上、使用するものとする。

3 鉄道パークの手こぎトロッコを使用しようとする者は、条例別表第3号の鉄道パーク利用料金の納入をもって条例第7条第1項の許可を受けたものとみなす。

（利用料金の減免）

第4条 条例第11条の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、大館市観光交流施設利用料金減免申請書（様式第3号。次項において「利用料金減免申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金減免申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用料金の減免の可否を決定し、大館市観光交流施設利用料金減免決定通知書（様式第4号）を当該利用料金減免申請書を提出した者に通知するものとする。

（遵守事項）

第5条 観光交流施設においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- （2）施設、附属設備又は備品を汚損し、毀損し、又は滅失させる行為をしないこと。
- （3）許可を受けずに貼り紙、貼り札その他広告を表示する行為をしないこと。
- （4）使用目的に反する行為をしないこと。
- （5）許可を受けていない施設、附属設備及び備品を使用しないこと。
- （6）許可を受けずに附属設備及び備品を場外に持ち出さないこと。
- （7）許可された場所以外に立ち入らないこと。
- （8）指定された場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- （9）許可を受けずに物品等の販売若しくは陳列、寄附若しくは募金行為又は飲食物の提供をしないこと。
- （10）前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

（汚損等の届出）

第6条 観光交流施設の施設、附属設備又は備品を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、観光交流施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年5月8日から施行する。

附 則（令和元年9月27日規則第29号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第22号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日以後に大館市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例(平成16年条例第14号。次項において「指定管理条例」という。)第17条第1項の規定により市長等が大館市観光交流施設の管理を行う場合(次項において「特例管理」という。)における大館市観光交流施設の館長その他必要な職員並びに使用の許可、使用料の減免及び汚損等の届出に関する手続については、この規則による改正後の大館市観光交流施設に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 特例管理の場合における指定管理条例第17条第2項の規則で定める額は、大館市観光交流施設に関する条例(平成31年条例第6号)別表の規定を適用して得た額とする。この場合において、同表中「利用料金上限」及び「利用料金」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。

大館市観光交流施設使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

大館市観光交流施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
入 場 料 の 徴 収	☐ 徴収しない ☐ 徴収する (円)
営 利 目 的 の 有 無	☐ 目的としない ☐ 目的とする
使 用 施 設	(1) 秋田犬の里 ☐ 会議室 ☐ イベントコーナー ☐ 秋田犬展示室 ☐ 犬一時預かり室ペット用ケージ (2) ☐ 芝生広場 (区画) (3) ☐ 多目的広場 (区画) (4) ☐ 駐車場 (区画)
使用者(見込み)数	人
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (日数: 日、時間: 時間、電源使用時間: 時間) ----- うち、準備等のための使用 (日数: 日、時間: 時間、電源使用時間: 時間)
利 用 料 金	施設利用料金 円 電源利用料金 円 合計利用料金 円

大館市観光交流施設使用決定通知書

年 月 日

申請者 住 所

団 体 名

氏 名 様

電話番号

使 用 目 的	
入 場 料 の 徴 収	☐ 徴収しない ☐ 徴収する (円)
営 利 目 的 の 有 無	☐ 目的としない ☐ 目的とする
使 用 施 設	(1) 秋田犬の里 ☐ 会議室 ☐ イベントコーナー ☐ 秋田犬展示室 ☐ 犬一時預かり室ペット用ケージ (2) ☐ 芝生広場 (区画) (3) ☐ 多目的広場 (区画) (4) ☐ 駐車場 (区画)
使用者 (見込み) 数	人
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (日数: 日、時間: 時間、電源使用時間: 時間) ----- うち、準備等のための使用 (日数: 日、時間: 時間、電源使用時間: 時間)
利 用 料 金	施設利用料金 円 電源利用料金 円 合計利用料金 円

決 定 区 分	許可 ・ 不許可
備 考	

申請のあった大館市観光交流施設の使用について、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

指定管理者 印

大館市観光交流施設利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____
_____ 団 体 名 _____
_____ 氏 名 _____
_____ 電話番号 _____

大館市観光交流施設の利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的			
入 場 料 の 徴 収	☐ 徴収しない	☐ 徴収する (_____ 円)	
営 利 目 的 の 有 無	☐ 目的としない	☐ 目的とする	
使 用 施 設	(1) 秋田犬の里 ☐ 会議室 ☐ イベントコーナー ☐ 秋田犬展示室 ☐ 犬一時預かり室ペット用ケージ (2) ☐ 芝生広場 (_____ 区画) (3) ☐ 多目的広場 (_____ 区画) (4) ☐ 駐車場 (_____ 区画)		
使用者 (見込み) 数	_____ 人		
使 用 日 時	年 月 日 年 月 日 時 分から 時 分まで (日数: _____ 日、時間: _____ 時間、電源使用時間: _____ 時間)		
利 用 料 金	施設利用料金 _____ 円 電源利用料金 _____ 円 合計利用料金 _____ 円		
減 免 を 受 け よ う と す る 額	施設利用料金 _____ 円 電源利用料金 _____ 円 合計利用料金 _____ 円		
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由			

大館市観光交流施設利用料金減免決定通知書

年 月 日

申請者 住 所 _____
団 体 名 _____
氏 名 _____ 様
電話番号 _____

使 用 目 的			
入 場 料 の 徴 収	☐ 徴収しない	☐ 徴収する (	円)
営 利 目 的 の 有 無	☐ 目的としない	☐ 目的とする	
使 用 施 設	(1) 秋田犬の里 ☐ 会議室 ☐ イベントコーナー ☐ 秋田犬展示室 ☐ 犬一時預かり室ペット用ケージ (2) ☐ 芝生広場 (区画) (3) ☐ 多目的広場 (区画) (4) ☐ 駐車場 (区画)		
使用者(見込み)数	人		
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (日数: 日、時間: 時間、電源使用時間: 時間)		
利 用 料 金	施設利用料金 電源利用料金	円 円	合計利用料金 円
減 免 を 受 け よ う と す る 額	施設利用料金 電源利用料金	円 円	合計利用料金 円
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由			

決 定 区 分	承認 ・ 不承認 (不承認の理由:)
---------	------------------------

申請のあった大館市観光交流施設の利用料金の減免について、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

指定管理者 印